

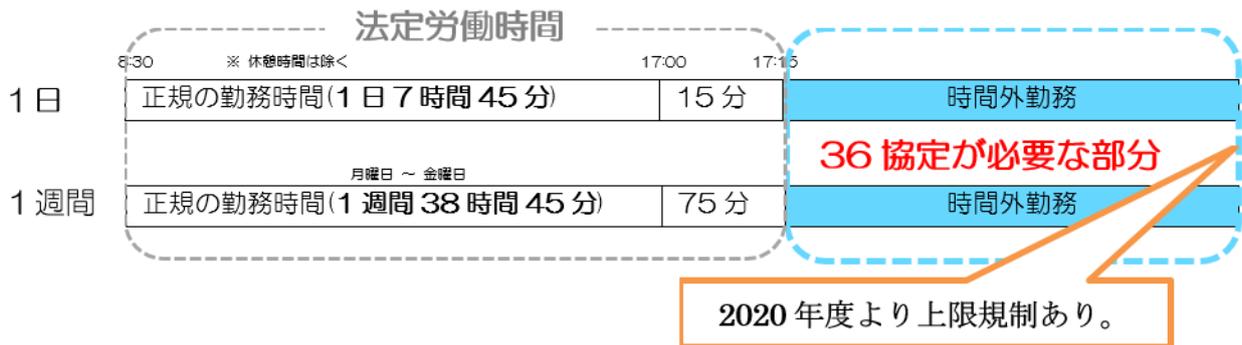


さぶろく
36協定の基礎知識 (Q & A)

法制担当 酒井利昌

皆さんは「**36(サブロク)協定って何?**」と聞かれたら、正しく答えられますか?

36協定とは、正式には「時間外・休日労働に関する協定届」といいます。労働基準法第36条が根拠になっており、弱い立場の労働者を、不当な時間外労働や休日労働から守る目的で、あらかじめ労働組合と使用者で書面による協定を締結しなければならないと定められています。



Q1 36協定が必要なのは誰? (労基法36条適用は?)

A 全ての労働者です。ただし学校現場では、**学校事務職員、学校栄養職員、学校司書職員、現業職員**等になります。教諭、養護教諭、栄養教諭、実習教諭等は対象外で、給特法で規定されています。

Q2 36協定締結の当事者とは?

A 36協定の対象は、学校事務職員等ですが、協定の締結は、使用者と**労働者側の代表者**間で行われます。そしてこの協定は、書面による締結後、行政官庁に届け出ることによって効力を発効します。

・学校事務職員・学校司書職員・学校栄養職員 → 沖縄県人事委員会へ届出

・現業職員 → 沖縄労働基準監督署長へ届出

学校ごとに締結・届出しなければなりません!



※ 当該学校で組合員が過半数を超えない場合は、全職員の過半数を代表する者を当該学校の代表者とする。
[労働基準法 第32条の4の②]

※最近、36協定を事務職員の代表を管理者が決めて、その方と協定を結ぶ学校がありますが、これは明らかな**労基法違反になります**。あくまでも協定を結ぶのは、分会長(組織率50%以上の分会)または全職員の代表者です。

Q3 「延長することができる時間数（時間外勤務）」は県内すべての学校で同じなの？

A **それぞれの学校で**、業務に従事する職員に必要な時間を**締結**します。

Q4 締結した時間を超えて勤務を命じられた場合、勤務しなければならないの？

A **36 協定で締結した時間を超えて勤務を命じることは違法**です。したがって、使用者に対し、36 協定違反であることを伝え、勤務命令を撤回するか、延長することができる時間を変更する再協定の締結を求めることや、労働者の権利として行政官庁に申告することができます。なお、**使用者が締結した時間を超えて実際に勤務させた場合**には、締結した時間を超えた勤務についても、**割増賃金を支払う義務があります**。

Q5 協定を結ぶ時期は？

A **起算日の決まりはありません**。各学校の協定書で確認してください。協定締結期間は1年間なので、前回の締結日によります。しかし、2020年4月より上限規制が始まりましたので、10月起算の協定を締結している場合は、3月に破棄して、4月1日より再締結することが望ましいです。その際、旧と新の両協定の遵守が必要です。

Q6 分会長は何をするの？

- A ①当該職員と管理職に**締結の当事者であることを伝えます**。
- ②当該職員と現協定についての話し合いの場を設け、**改善点等を確認**します。
上限規制はあくまでも上限。時間外は最小限にとどめるべきことを確認します。
- ③話し合いの結果を管理職と調整し、新しい協定を締結します。その際、**時間外勤務手当の予算措置等を確認し、必要に応じて交渉、協議を行ってください**。
- ④分会長(組合)は職場の代表者として、**イニシアチブを取ることが重要!!**
- ⑤当該職員の働き方も心にかけて、実際に勤務しているのであれば、予算枠を超えてもそのすべての時間を申告するように呼びかけてください。

図 36協定のチェックループ

